



岐阜市児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5 月 18 日

岐阜市長

紫橋正直

岐阜市規則第 44 号

岐阜市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜市児童館条例施行規則（昭和49年岐阜市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第4条 市長は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。	第4条 市長は、指定管理者（ <u>サンフレンドうずら・児童センター及びサンフレンドみわ・児童センターを除く。</u> ）の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。
2 (略)	2 (略)
	3 <u>市長は、サンフレンドうずら・児童センター及びサンフレンドみわ・児童センターの指定管理者の選定に当たっては、条例第2条の4第2項第5号及び第6号に規定する条件を満たし、指定管理者として選定しようとする団体を認定するものとする。</u>
3 (略)	4 (略)

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。